

旭川内山下構造検討委員会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、旭川内山下構造検討委員会（以下「委員会」という。）の議事内容について、地域住民等への周知を図るため、公開の方法を定めるものである。

(委員会開催の周知)

第2条 委員会の開催については、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(委員会の公開)

第3条 委員会は原則公開とする。

2 委員会で委員に配布される資料は、個人情報・個人名・重要な施設等の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。

3 委員会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、各委員の確認を受けた後HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成29年11月17日から施行する。